

保育・教育・講座・講習会等

保育園への入園

保育園では、各園1～5名の範囲で病気や障害により特別な支援を要するお子様を受け入れています。(保育園は、保護者の就労、病気などにより、昼間お子様の保育ができない場合に、一定の時間、保護者に代わり保育を行う施設です。)

障害や疾病等により医療的ケアが必要で、集団保育が難しい乳幼児のお子さんには、保育者がご自宅まで訪問して1対1で保育を行う居宅訪問型保育事業を実施しています。

また、区立保育園では医療的ケアが必要で集団保育が可能なお子様の受け入れを行っています。(3園で定員各1名 ※2026年4月より各園定員2名となります。)

詳細は下記担当へお問い合わせください。

■問合せ

○入園手続きについて

子ども総合窓口 保育入園係（区役所3階） ☎3228-8960 FAX3228-5679

○保育内容等について

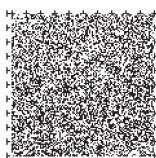
子ども総合窓口 運営支援係（区役所3階） ☎3228-8940 FAX3228-5679

障害のあるお子さんの学童クラブ利用

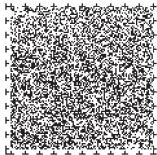
学童クラブは、保護者の就労等の理由により放課後に適切な保護を受けられない児童を対象とした放課後の遊びや生活の場です。身体障害者手帳、愛の手帳、精神障害者保健福祉手帳等を交付されている場合や医療的ケアが必要なお子さんについては、小学6年生まで学童クラブを利用することができます。詳細は下記担当へお問い合わせください。

■問合せ

育成活動推進課 学童クラブ事業係（区役所7階） ☎3228-8934 FAX3228-5659



発達の状況や障害の状態に応じた適切な就学の相談



区立小・中学校の特別支援学級または都立の特別支援学校に就学を希望する方およびお子さんの就学に心配のある方の相談を受けています。

○特別支援学級【固定学級】

対象	設置校	学級名	所在地	学校電話番号
知的障害	江原小学校	わかば学級	江原町1-39-1	3951-5880
	みなみの小学校	神明学級	弥生町4-27-11	3381-7250
	美鳩小学校	あおぞら学級	大和町4-26-5	3330-1425
	中野第一小学校	ひまわり学級	本町3-16-1	3372-2326
	令和小学校	こだま学級	新井4-19-26	3389-1461
	鷺の杜小学校	しらさぎ学級	鷺宮4-7-3	5364-7135
	第二中学校	I組	本町5-25-1	3382-7151
	第七中学校	D組	江古田2-9-11	3389-4171
	明和中学校	I組	若宮3-53-16	3330-5325

※第七中学校は令和8年4月に建替えのため仮校舎へ移転します。

○特別支援学級【通級指導学級】

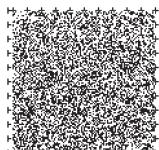
対象	設置校	学級名	所在地	学校電話番号
難聴	桃花小学校	きこえとことばの教室	中央5-43-1	3381-7251
言語障害	桃花小学校	きこえとことばの教室	中央5-43-1	3381-7251

○特別支援教室

拠点校	担当校（巡回校）
中野本郷小学校	中野本郷小学校、南台小学校、みなみの小学校
塔山小学校	塔山小学校、谷戸小学校、桃花小学校、中野第一小学校
桃園第二小学校	桃園第二小学校、白桜小学校、令和小学校
江古田小学校	江古田小学校、江原小学校、緑野小学校
啓明小学校	啓明小学校、北原小学校、美鳩小学校、平和の森小学校
武蔵台小学校	武蔵台小学校、上鷺宮小学校、鷺の杜小学校
中野中学校	中野中学校、第七中学校、北中野中学校、緑野中学校、明和中学校
中野東中学校	中野東中学校、第二中学校、第五中学校、南中野中学校

○特別支援学校

種別	学校名	住所	電話
都立・特別支援学校	視覚障害 久我山青光学園(幼・小・中)	世田谷区北烏山4-37-1	3300-6235
	大塚ろう学校(幼・小)	豊島区巣鴨4-20-8	3918-3347
聴覚障害	大塚ろう学校永福分教室(幼・小)	杉並区永福1-7-28	3323-8376
	中央ろう学校(中・高)	杉並区下高井戸2-22-10	5301-3031
肢体不自由	永福学園(小・中・高)	杉並区永福1-7-28	3323-1380
知的障害	中野特別支援学校(小・中・高)	中野区東中野5-12-1	3365-6600
	練馬特別支援学校(高)	練馬区高松6-17-1	5393-3524
病弱	光明学園(小・中・高)	世田谷区松原6-38-27	3323-8421
就業技術科	永福学園(高)	杉並区永福1-7-28	3323-1380
	志村学園(高)	板橋区西台1-41-10	3931-2323



■問 合 せ

学務課 特別支援教育係（子ども・若者支援センター 6階、中央1-41-2）

☎5937-3219 FAX5937-3512

社会教育訪問学級

身体に障害があるために、一人で外出することが困難な方の「学びたい」という学習意欲に応えるため、区が紹介する講師が直接受講生の自宅を訪問し、マンツーマンで学習します。

■問 合 せ

文化振興・多文化共生推進課 文化振興・多文化共生推進係（区役所 8階）

☎3228-8863 FAX3228-5456

点字講習会

点訳ボランティア育成のために点字教室（基礎編・実用編）を行っています。

■問 合 せ

障害者福祉会館 中野区沼袋2-40-18 ☎3389-2171 FAX3389-2175

手話講習会

聴覚障害者及び言語機能障害者の福祉向上のため、区内在住・在勤・在学の方を対象にした通年制の手話講習会を開催しています。

※年1回募集します。募集については、1月または2月の区報および中野区公式ホームページに掲載しますので、詳しくはそちらをご覧ください。

■問 合 せ

障害福祉課 障害者施策推進係（区役所 3階） ☎3228-8832 FAX3228-5662

中野区聴覚障害者情報活動センター（社会福祉会館スマイルなかの5階） ☎・FAX 5380-3330

コミュニケーション教室

聴覚障害者及び言語機能障害者のコミュニケーション意欲の向上と、人間関係を拡大するため、コミュニケーション教室を開催します。

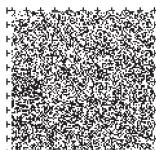
■問 合 せ

障害福祉課 障害者施策推進係（区役所 3階） ☎3228-8832 FAX3228-5662

中野区聴覚障害者情報活動センター（社会福祉会館スマイルなかの 5階） ☎・FAX 5380-3330

障害者地域自立生活支援セミナー

在宅している障害のある方の社会参加と、自立の促進を図ることを目的として、セミナー等を行っています。



■対象

在宅の身体障害者、知的障害者およびその家族

■問合せ

障害者地域自立生活支援センター（つむぎ）（社会福祉会館スマイルなかの5階）

☎3389-2375 FAX5942-5811

講座・講習会**■内容**

障害者福祉会館では、障害のある方とその家族の趣味や生きがいづくりのお手伝いをしています。書道、あみもの、料理、座位エクササイズなどの講座、講習会を行っています。

■問合せ

障害者福祉会館 中野区沼袋2-40-18 ☎3389-2171 FAX3389-2175

■内容

中野ボランティアセンターでは、ボランティア活動、地域活動に関する講座等を行っています。

■問合せ

中野区社会福祉協議会 中野ボランティアセンター（社会福祉会館スマイルなかの3階）

☎5380-0254 FAX5380-6027

障害者文化スポーツ事業**■対象者**

- ①愛の手帳または身体障害者手帳を所持する小学生以上の区内在住者・在勤者
- ②身体障害者手帳を所持する18歳以上の区内在住者・在勤者

■内容

日時：日曜日 年間120回 午前9時30分～午後6時までの間で2時間程度

会場：中部・南部・鷺宮スポーツ・コミュニティプラザ、中部・南部すこやか福祉センター、中野区立総合体育館

定員：各回25人（各月2回まで申し込み可）

内容：軽体操、音楽、ダンス、ゲーム、文化活動など、仲間とともに体験できるプログラムを実施します。

■申請に必要なもの

参加申込書、愛の手帳または身体障害者手帳、本人確認書類、在勤の方は在勤証明書

■問合せ

スポーツ振興課 スポーツ活動係（区役所7階） ☎3228-5586 FAX3228-5662

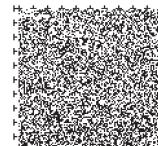
夏季障害児水泳教室**■対象者**

区内在住、在学の小・中学生で、知的障害があり、泳力25m未満程度の方

■内容

日時：7月下旬又は8月上旬（月曜日～金曜日 全5日間） 午後1時30分～3時30分

会場：第二中学校温水プール（中野区本町5-14-16）



定員：30名 ※定員に満たない場合は高校生も可
内容：初心者を対象に水慣れ、水泳指導を行います。

■申請に必要なもの

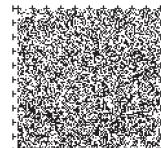
Web申し込みページからの申請、または申込書と参加者カードの提出

■問合せ

スポーツ振興課 スポーツ活動係（区役所7階） ☎3228-5586 FAX3228-5662

図書館サービス(無料)

種 目	実施図書館	内 容	対 象	障害者 サービス 登録
宅 配 サ ー ビ ス	全館（ライブ ラリー除く）	お近くの図書館からご希望の本・雑誌・CD・カセットテープ・ビデオなどをご自宅まで配達して貸出します。また、回収も行います。	図書館へ出かけていくことが困難な下肢・体幹または内部障害1～3級の身体障害者手帳持者、もしくは同等の障害のある方	要
録音図書貸出 サ ー ビ ス	中央図書館	本を朗読したカセットテープまたはCD、ディジー図書等を郵送や宅配で貸出します。中野区立図書館に所蔵がない資料は、全国の図書館からの取り寄せ、またはサピエ図書館等からダウンロードして貸出します。	視覚障害で身体障害者手帳持者、もしくは印刷活字の本を読むことが不可能または困難な障害のある方	要
点字資料貸出 サ ー ビ ス	中央図書館	中野区立図書館所蔵の点字雑誌および全国の図書館から借り受けた点字図書・雑誌を郵送にて貸出します。	視覚障害で身体障害者手帳持者、もしくは同等の障害のある方	要
対 面 朗 読 サ ー ビ ス	中央図書館 野方図書館 江古田図書館 上高田図書館 中野東図書館	対面朗読室にて、ご希望の本や雑誌等を対面で朗読します。図書館の本だけでなく、お手持ちの本や取扱説明書なども朗読します。また、ビデオ通話アプリZoomを使って、ご自宅からオンラインで対面朗読を利用することもできます。	視覚障害で身体障害者手帳持者、もしくは同等の障害のある方	要
ファクシミリ サ ー ビ ス	中央図書館	ご自宅のファクシミリを利用して図書館の利用や本についての問い合わせ、調査などにお応えします。 FAX5340-5090	聴覚障害等により音声での会話が不可能または困難な方	要
布の絵本貸出 サ ー ビ ス	全 館	布地にボタンやマジックテープなどを縫い付けて作られた、布の絵本を貸出します。子どもだけでなく、身体や精神などの障害等により紙の本を読むことが困難な方にもご利用いただけます。	図書館の利用者登録をしている方はどなたでも	不要



モニター型・ ルーペ型 拡大読書器の 館内利用	中央図書館 野方図書館 上高田図書館 中野東図書館	対面朗読室にて、拡大読書器を利用できます。 モニター型拡大読書器…中央図書館・中野東図書館 ルーペ型拡大読書器…中央図書館・野方図書館・上高田図書館	視覚障害等により印刷活字の本を読むことが困難な方	不要
音声拡大読書器 の館内利用	中野東図書館	対面朗読室にて、音声拡大読書器を利用できます	視覚障害等により印刷活字の本を読むことが不可能、あるいは困難な方	不要

■申込および問合せ

中央図書館 障害者サービス担当 ☎5340-5070 FAX5340-5090

東京都障害者IT地域支援センター

■内 容

障害のある方やご家族からのデジタル技術に関する各種相談を受けます。詳しくは直接東京都障害者IT地域支援センターにお問い合わせください。

◇デジタル利用相談支援事業

障害のある方の特性に応じた支援機器の導入に関する相談支援や、パソコンやスマートフォンの操作の相談支援を行っています。

◇その他のサービス

障害のある方の社会参加促進のための機器展示や操作体験、デジタル機器等を活用したセミナーを行っています。

■利 用 時 間

開館時間 午前10時～午後5時30分 月・火・木・金曜日（祝日・年末年始を除く）

※不定期に土曜日の開館もあります。事前にお問い合わせください。

■問 合 せ

☎6682-6308 FAX6686-1277

〒112-0006 文京区小日向4-1-6 東京都社会福祉保健医療研修センター1階

IT技術者在宅養成講座(東京都重度身体障害者在宅パソコン講習)

■対 象 者

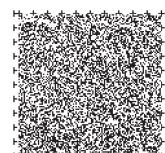
身体障害者手帳1～3級の方で、おおよそ高校卒業程度の学力があり、週20～30時間程度の学習が可能な方（時間等についてはご相談ください）。

■内 容

在宅就労に必要な情報処理技術や資格取得について、オンラインと訪問指導により、効率よく在宅で学びます。講習期間は2年間、募集人数は5名程度。費用は無料です。

■問 合 せ

東京コロニー職能開発室（中野区中野5-3-32）☎6914-0859 FAX6914-0869



住 宅

身体障害者福祉住宅

■対 象

次の要件をすべて備え、住宅に困窮していて、所得が一定の基準以下であり、申込者（家族用の場合は同居親族を含む）が、暴力団員でない方

- ①区内に引き続き2年以上居住
- ②18～64歳の方（常に車いすを利用している方は65歳以上も可）
- ③単身用は、身体障害者手帳1～4級の交付を受けていること。

家族用は、同居の家族も身体障害者手帳1～4級の交付を受けていること。

※身体上または精神上著しい障害があるために常時介護を必要とし、かつ、居宅においてこれを受けることができず、または受けることが困難であると認められる方は申し込みできません。

■内 容

住宅に困窮している身体に障害のある方が、地域で自立して生活ができるよう、管理人または生活援助員がいて、エレベーター、緊急呼び出しボタン、日常生活異常感知装置等の設備を備えた住宅を提供しています。使用料は収入に応じて減額制度があります。

■施 設

◎**昂 館**（12室、うち車いす利用の単身者用5室）

〒165-0035 中野区白鷺1-1

◎**第二昂館**（14室、うち家族用1室、車いす利用の単身者用3室）

〒165-0035 中野区白鷺1-7

■問 合 せ

住宅課 住宅政策係（区役所9階） ☎3228-5564 FAX3228-5668

住
宅

グループホーム(共同生活援助)

■対 象

一定の支援や介護が必要な障害者で、地域生活を希望される方

■内 容

<介護サービス包括型グループホーム>

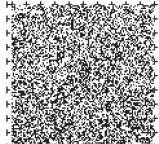
障害者が、主に夜間において、世話人による家事等の日常生活の支援や生活支援員による食事や入浴、排せつなどの介護サービスを受けながら共同生活を行うところです。

<外部サービス利用型グループホーム>

障害者が、主に夜間において、世話人による家事等の日常生活の支援を受けながら共同生活を行うところです。必要な場合、居宅介護事業所の介護サービスを受けることもできます。

<日中サービス支援型グループホーム>

常時の支援体制を確保したうえで、介護その他の日常生活上の援助を受けながら共同生活を行うところです。



■施設

116ページ施設一覧「グループホーム」をご覧ください。

■問合せ

障害福祉相談窓口（区役所3階）

各すこやか障害者相談支援事業所（中部・北部・南部・鷺宮）（18～19ページをご覧ください）

住み替えの支援

1 住み替え住宅の情報提供

■対象

身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、または愛の手帳所持者を含む世帯等

■内容

障害者世帯が、区内の民間賃貸住宅へ転居を必要とする場合、窓口にて相談を受けた後、住み替え支援事業協力店の協力を得て、民間賃貸住宅の情報を提供し、お住まい探しの支援を行うものです。

2 住み替えにお困りの方への支援事業

■対象

区内の民間賃貸住宅に転居する、下記に該当する世帯

- ①身体障害者手帳1～4級 愛の手帳1～3度 精神障害者保健福祉手帳1・2級の手帳の交付を受けている者を含む世帯
- ②前年の所得が一定基準以下であること。
- ③生活保護を受給していないこと。

■内容

区内の民間賃貸住宅に入居する際に利用するサービスについて、所得等の要件を満たす方に費用の一部を区が補助します。

<家賃債務保証サービス>

連帯保証人がいないため、国に登録している家賃債務保証業者を初めて利用して区内の民間賃貸住宅に住み替えをした場合

※補助金額 保証料の一部（30,000円を限度）

<緊急連絡先代行サービス>

居住支援法人、又は居住支援法人から紹介された法人を初めて利用して緊急連絡先代行サービスの契約をし、区内の民間賃貸住宅に住み替えをした場合

※補助金額 契約料の一部（10,000円を限度）

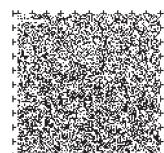
<あんしん居住サービス>

単身世帯限定

民間賃貸住宅に入居する際に、入居者が死亡した時の葬儀の実施及び残存家財の片付けを提供するサービスに初めて加入する場合

※補助金額 事務手数料（20,000円を限度）

住宅



3 あんしんすまいパック

■対象

区内の民間賃貸住宅に居住している、または居住を予定している単身世帯の障害者で、下記に該当する方

- ①前年の所得が一定の基準以下であること
- ②メール受信のできる指定連絡先の方がいること
- ③固定電話、携帯電話、スマートフォンのいずれか（ダイヤル式を除く）をお持ちの方

■内容

あんしんすまいパックは、「継続的な安否確認サービス」と「自宅内孤独死の補償」がセットになった民間事業者が提供するサービスです。初回登録料と月額利用料がかかります。所得等の要件を満たす場合は、初回登録料を区が補助します。

- ①継続的な安否確認サービス（ア又はイ）

ア 電話（自動音声）による確認

イ 室内のライトの点灯状況による確認

- ②自宅内での孤独死対応

残存家財の片付け及び原状回復費用の一部補償

※補助金額 初回登録料 11,000円 ~ 16,500円

サービスの内容により初回登録料と月額利用料の金額が異なります。

■問い合わせ

住宅課 住宅政策係（区役所9階） ☎3228-5564 FAX3228-5668

都営住宅入居者の募集

■対象

次の要件をすべて備え、住宅に困窮していて、所得が一定の基準以下であり、申込者（世帯向けの場合は同居親族を含む）が暴力団員でない方

1. 単身者向け

- ①都内に3年以上居住していること
- ②身体障害者手帳1~4級、愛の手帳1~4度、精神障害者保健福祉手帳1~3級の交付を受けている者、またはハンセン病療養所入所者等のうち、そのことが国立ハンセン病療養所等の長等の証明書で証明できる方

2. 世帯向け（一般募集住宅）

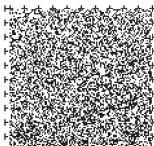
- ①都内に居住し、同居親族がいること
- ※障害者世帯等には、抽選の優遇資格があります。

3. 世帯向け（ポイント方式・心身障害者世帯用）

- ①申込者本人が都内に3年以上居住していること
- ②同居親族がいること
- ③身体障害者手帳1~4級、愛の手帳1~3度、精神障害者保健福祉手帳1・2級または戦傷病者手帳の交付を受けている恩給法別表第1号表ノ3の第1款症以上の障害者のいる世帯であること

4. 単身者用車いす使用者向け

- ①申込者本人が都内に3年以上居住していること
- ②車いす使用者であること（身体障害者手帳1・2級または戦傷病者手帳の交付を受けている恩給法別表第1号表ノ2の第1項症以上の障害者）



5. 車いす使用者世帯向け

- ①都内に居住していること
- ②同居親族がいること
- ③申込者または同居親族の中に車いす使用者がいること（身体障害者手帳1・2級または戦傷病者手帳の交付を受けている恩給法別表第1号表ノ2の第1項症以上の障害者）
- ④車いす使用者は都内に居住する満6歳以上の方であること
- ⑤車いす使用者は住居内の移動に車いすの使用を必要としていること

■内 容

都営住宅年間募集予定

募集の時期	対 象
5月上旬・11月上旬	単身者向・家族向（一般募集住宅）
8月上旬・2月上旬	単身者向、家族向（ポイント方式）

■問 合 せ

JKK東京（東京都住宅供給公社）都営住宅募集センター ☎3498-8894

都営住宅使用料の特別減額

■対 象

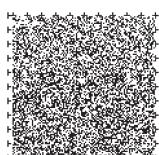
身体障害者手帳1・2級、愛の手帳1～3度、精神障害者保健福祉手帳1・2級または常時介護を有する特殊疾病（難病）患者の方が同居する世帯です。ただし、世帯の所得が一定額以下の場合に限ります。

■内 容

使用料が最高で2分の1に減額されます。

■問 合 せ

JKK東京（東京都住宅供給公社）お客様センター ☎0570-03-0071



しごと

職業相談

中野区障害者福祉事業団(愛称:ニコニコ事業団)

就労を希望する障害のある方に、就労に関する相談、就職の支援、就職後の定着・生活支援を総合的に行ってます。

■問合せ

〒165-0026 中野区新井2-8-13 ☎3388-2941 FAX3388-2942

ハローワーク新宿(公共職業安定所)

障害のある方の採用や求人・求職者情報、関連する制度等について、職業相談や職業紹介を行っています。

■問合せ

〒160-8489 新宿区歌舞伎町2-42-10

ハローワーク新宿歌舞伎町庁舎 ☎3200-8609 FAX3232-0031

東京障害者職業センター

障害者職業カウンセラー等を配置し、就職や職場定着、職場復帰を目指す障害のある方、障害者雇用を検討している或いは雇用している事業主の方、障害のある方の就労を支援する関係機関の方に対して、支援・サービスを提供しています。

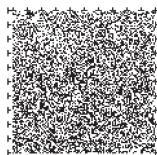
■予約

要予約。あらかじめお電話でお問い合わせください。

■問合せ

〒110-0015 台東区東上野4-27-3 上野トーセイビル3階 ☎6673-3938 FAX6673-3948

しごと



東京障害者職業能力開発校

職業的自立が見込まれる1日8時間の訓練が受けられる障害のある方に、職業訓練を実施しています。ハローワークに求職登録が必要です。通学が困難な方のために寮の設備もあります。詳しくは、下記にお問い合わせください。

■ 訓練科目

ビジネス、グラフィック、建築CAD、ものづくり、調理・清掃サービス、製パン、就業支援、実務作業、職域開発、OA実務、オフィスワーク

■費用

授業料無料

問合せ

〒187-0035 小平市小川西町2-34-1 ☎042-341-1411（代表） FAX042-341-1451

または、お近くのハローワークまで

سے

